

都道府県労働局労働基準部健康安全主務課長

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
(契印省略)

高年齢労働者の労働災害防止対策に係る令和 2 年度事業の実施等について

近年、高齢者の就業が増加する中、労働災害発生件数に占める高齢者の割合も増加している。このような状況の中、高年齢労働者の労働災害防止対策については、令和 2 年 3 月 16 日付け基安安発 0316 第 1 号「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」の策定について」により、通称エイジフレンドリーガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、これまで以上に積極的な行政展開が求められるところである。

このため、令和 2 年度においては下記に示す事業等を実施するので、従来取組が低調な中小規模事業場などへガイドラインの周知と合わせこれらの事業の活用を促し、各事業者において労働災害防止に向けた職場環境改善等の取組が進むよう、各労働局におかれては管内事業場に対する下記事業の周知をお願いする。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、事業内容の一部を変更または中止することがあるので、留意されたい。

記

1 高年齢労働者安全衛生管理セミナー事業（委託事業）

ガイドラインの周知広報のため、株式会社労働調査会に委託して以下の内容の事業を行うこととしている。

(1) パンフレットの印刷・配布

ガイドラインのパンフレットを、6月中旬と8月下旬の2回に分けて、合計約 100 万部を都道府県労働局、労働基準監督署、産業保健総合支援センター、地域産業保健センター、労働災害防止団体等に配布することとしているので、全国安全週間、全国労働衛生週間などの各種行事や、個別指導・集団指導等のあらゆる

機会に積極的に配布し、周知広報を行うこと。

また、広く管内企業に周知を図るため、局内関係課室と連携し、地方自治体及び各地域の商工会議所、商工会、中小企業団体中央会などの商工団体等に対する積極的な周知を図ること。例えば、管内で実施される企業への訪問や説明会においてパンフレットの配布、説明時間の確保等を行うことができるよう、局内関係課室と連携した効果的・効率的な周知に努めること。

(2) セミナーの開催

高齢労働者の安全衛生対策推進のセミナーは、ガイドラインの解説を主な内容として、6月～7月頃に全国7か所で1回ずつ、9月～翌年2月に各都道府県で1回ずつ、合計54回実施することとしているので、(1)と同様に[別途送付するリーフレット](#)により周知及び参加勧奨を行うこと。

2 個別事業場のコンサルティング

ガイドラインを事業場に普及させるためには、個別事業場への専門家による助言指導が有効と考えられることから、中央労働災害防止協会等の労働災害防止団体が支援事業の中で安全管理士等による現場診断を行うこととしている。

具体的には、事業者から労働災害防止団体へ支援の申し込みを行い、個別の事業場の現場診断を行うものであるため、了知するとともに、必要に応じて局内関係課室と連携して現場診断支援について周知を行うこと。

なお、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーが中小規模事業場を訪問する際、高齢者の安全衛生対策に関して事業者の個別支援のニーズを把握した場合には、当該事業場に対して当該支援の情報を提供することとしている。

また、健康管理に関しては、労働者数50人未満の小規模事業場に対して地域産業保健センターが提供する産業保健サービスにおいても、個別事業場に対する助言指導が活用できるので、併せて周知すること。

併せて、労働災害防止団体やJEEDでは、これまでの支援を通じて高齢者が働きやすい職場づくりのノウハウを蓄積しているため、ホームページ等で公開している好事例や専門的知見について、行政指導等の機会を通じて活用すること。

3 エイジフレンドリー補助金

高齢労働者を雇用する中小企業事業者において、高齢労働者が安全で安心して働くことのできる職場環境の整備等を行う際に、その経費の一部を補助する事業を、本年度から新たに間接補助金として実施する。また、本補助事業は、利用者等と密に接する対人（接客）業務のある社会福祉施設、医療保健業、旅館業、飲食業等を重点業種として、新型コロナウイルスに比較的弱いとされている高齢労働者の新型コロナウイルス感染防止においても役立つものとして補正予算により拡充予定である。

補助事業者：(一般社団法人) 日本労働安全衛生コンサルタント会

支給額：1件当たり補助率2分の1、上限100万円

スケジュール：募集(5月下旬～10月)、交付決定(順次、6月頃～11月頃)

応募事業場における取組の実施(交付決定から4ヶ月程度)

補助金精算申請、補助金支給(順次、11月頃～3月上旬まで)

その他の事項及び申請方法等の詳細は厚生労働省ホームページで案内することとしているため、了知されたい。

また今後、補助金の周知セミナーの開催、[リーフレット](#)の配布等を行う予定であるので、管内事業場への周知及び利用勧奨を積極的に展開すること。

4 高年齢労働者安全衛生対策実証等事業

高年齢労働者の増加に伴い、高年齢労働者安全衛生対策の普及が求められている中、民間企業で提案されている様々な独創的・先進的な対策について、その効果等を第三者が客観的に実地検証し、結果を公表することにより、各事業場における適切な高年齢労働者安全衛生対策の選択・導入を後押しすることを目的として実施する。

本事業は、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会に委託して行うこととしており、応募のあった対策から5件程度を選定して、実地検証を行う。

[実地検証事案募集リーフレット](#)等を送付するので、趣旨に合致する可能性のある事案があれば、積極的な応募勧奨や推薦をお願いする。